第八十七条　意匠

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第二十五条及び第二十六条の規定に従い、意匠の十分かつ効果的な保護を確保する。

第八十八条　商標

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第十五条から第二十一条までの規定に従い、商標の十分かつ効果的な保護を確保する。

第八十九条　著作権及び関連する権利

1　各締約国は、自国の法令及び自国が締結している国際協定に従い、著作権及び関連する権利の効果的な保護を確保する。

2　各締約国は、デジタル環境において著作権及び関連する権利を保護するため、自国の法令が適切な法的救済を伴って実施されることを確保する。

3　各締約国は、自国における著作権及び関連する権利を集中管理する団体の発展を促進するため、自国の法令に従い、適切な措置をとる。

第九十条　植物の新品種

各締約国は、植物の新品種の保護に関する制度を設けることの重要性を認識する。各締約国は、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約に従い、実行可能な限り早期に、すべての植物の種類に対する保護を与えるよう努める。

第九十一条　地理的表示

各締約国は、自国の法令及び貿易関連知的所有権協定に従い、地理的表示の十分かつ効果的な保護を確保する。

第九十二条　不正競争

1　各締約国は、不正競争行為からの効果的な保護を与える。

2　工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。

3　特に、次の事項は、不正競争行為として禁止される。

(a)　いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、商品又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為

(b)　競争者の営業所、商品又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張

(c)　商品若しくはサービスの性質、特徴、用途若しくは数量又は商品の製造方法について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張

(d)　不正な利益を得る意図又は他の者に損害を与える意図等各締約国の法令に規定する目的のために、当該他の者の保護された商号若しくは商標と同一若しくは混同を生じさせるほどに類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

4　各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定に従い、自国の法令において、開示されていない情報を十分かつ効果的に保護することを確保する。

5　各締約国は、不正競争行為を防止し、又は処罰するために適切な救済について定める。特に、各締約国は、自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、不正競争行為により営業上の利益が影響を受けると考える者が、訴えを提起し、並びに当該不正競争行為の停止若しくは予防、当該不正競争行為を構成する物品の廃棄、当該不正競争行為のために使用された材料及び道具の除去又は当該不正競争行為の結果生じた損害を補償するための賠償を請求することができることを確保する。

第九十三条　国境措置に係る権利行使

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第五十一条から第六十条までの規定に従い、国境措置の十分かつ効果的な執行を確保する。

第九十四条　民事上の救済に係る権利行使

1　各締約国は、知的財産の権利者が、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権の侵害によって当該権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を請求する権利を有することを確保する。

2　各締約国は、関連する事実の性質上、知的財産の権利者が実際に被った経済的損害を立証することが極めて困難な場合には、自国の法令に従って可能な限り、自国の司法当局が当該司法当局に提出された証拠を全体として根拠とすることにより損害賠償額を認定する権限を有することを確保する。

3　各締約国は、知的財産権の侵害に対する効果的な民事上の救済措置を提供するため、必要に応じて、自国の司法制度を改善するための必要な措置をとるよう努める。

第九十五条　刑事上の制裁に係る権利行使

各締約国は、刑事上の手続及び刑罰を貿易関連知的所有権協定第六十一条の規定に従って適用することを確保する。

第九十六条　協力

1　両締約国は、第八十条2の規定に従い、知的財産の分野において協力する。

2　この条の規定に基づく協力の範囲及び形態については、実施取極で定める。

3　この条の規定に基づく協力に要する費用は、できる限り衡平な方法で負担する。

4　第十三章の規定は、この条の規定については、適用しない。

第九十七条　知的財産に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、知的財産に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率的かつ透明性のある運用を促進するため、次の事項を含む知的財産に関連するあらゆる問題について討議すること。

(i)　特許についての問題

(ii)　意匠についての問題

(iii)　商標についての問題

(iv)　インターネット・サービス・プロバイダの責任についての問題

(v)　不正競争についての問題

(vi)　国境措置についての問題

(vii)　地理的表示についての問題

(viii)　行政上の救済措置についての問題

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(d)　合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

4　(a)　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

(b)　小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

第九十八条　安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。